

伊賀市立上野総合市民病院

西館3階病棟ナースコール設備改修工事

目 次

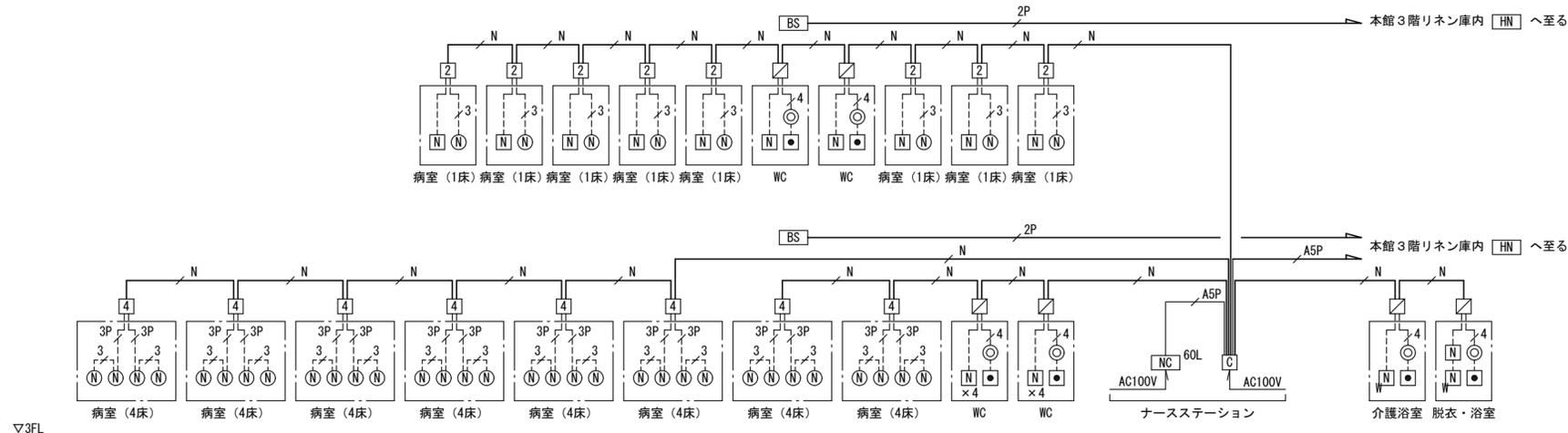
	ナースコール設備改修工事				
E-01	特記仕様書				
E-02	ナースコール設備 系統図				
E-03	ナースコール設備 機器姿図				
E-04	ナースコール設備 3階平面図				
E-05	ナースコール設備 3階平面図				
E-06	ナースコール設備 4階平面図				
E-07	ナースコール設備 5階平面図				
E-08	ナースコール設備 6階平面図				

<p>工事名称 伊賀市立上野総合市民病院西館3階病棟ナースコール設備改修工事</p>																																																																									
<p>仕 様 書</p>																																																																									
<p>1. 工事概要</p>																																																																									
<p>1. 工事場所 伊賀市四十九町 地内</p>																																																																									
<p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造及び階数</th> <th>国・延面積</th> <th>建・延面積</th> <th>消火令の適用</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>RC造6階</td> <td></td> <td>m²</td> <td>別表第一(6)項イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		建物名称	構造及び階数	国・延面積	建・延面積	消火令の適用	備 考	病院	RC造6階		m ²	別表第一(6)項イ																																																													
建物名称	構造及び階数	国・延面積	建・延面積	消火令の適用	備 考																																																																				
病院	RC造6階		m ²	別表第一(6)項イ																																																																					
<p>3. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事)</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>建物別及び階別</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> <tr> <td>・電灯設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・動力設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電気設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電圧調整設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保安設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・静止形電源設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・発電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構内情報通信設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構内交換設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・情報表示設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・放送設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・誘導支援設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・テレビ共同受信設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(イカサマ作)設備</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防犯・入室管理設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構内監視設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構内配電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構内通信設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ICレ電波障害防止設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・非常警報設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工事種目	建物別及び階別	工 事 種 別	・電灯設備			・動力設備			・電気設備			・電圧調整設備			・保安設備			・静止形電源設備			・発電設備			・構内情報通信設備			・構内交換設備			・情報表示設備			・映像・音響設備			・放送設備			・誘導支援設備			・テレビ共同受信設備			・監視カメラ設備			・(イカサマ作)設備	○		・防犯・入室管理設備			・自動火災報知設備			・構内監視設備			・構内配電設備			・構内通信設備			・ICレ電波障害防止設備			・非常警報設備		
工事種目	建物別及び階別	工 事 種 別																																																																							
・電灯設備																																																																									
・動力設備																																																																									
・電気設備																																																																									
・電圧調整設備																																																																									
・保安設備																																																																									
・静止形電源設備																																																																									
・発電設備																																																																									
・構内情報通信設備																																																																									
・構内交換設備																																																																									
・情報表示設備																																																																									
・映像・音響設備																																																																									
・放送設備																																																																									
・誘導支援設備																																																																									
・テレビ共同受信設備																																																																									
・監視カメラ設備																																																																									
・(イカサマ作)設備	○																																																																								
・防犯・入室管理設備																																																																									
・自動火災報知設備																																																																									
・構内監視設備																																																																									
・構内配電設備																																																																									
・構内通信設備																																																																									
・ICレ電波障害防止設備																																																																									
・非常警報設備																																																																									
<p>4. 指定部分 ○ 無 有 対象部分:</p>																																																																									
<p>II. 工事仕様</p>																																																																									
<p>1. 新設工事共通仕様 (I. 3. 工事種目において新設・増設一式とあるもの)</p> <p>1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。))による。</p> <p>2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を用いる。なお、機械設備の工事仕様は(/) 図、建築工事の工事仕様は(/) 図による。</p> <p>2. 改修工事共通仕様 (I. 3. 工事種目において改設・撤去一式とあるもの)</p> <p>1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築改修工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下、「標準図」という。))による。</p> <p>2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を用いる。なお、機械設備の工事仕様は(/) 図、建築工事の工事仕様は(/) 図による。</p> <p>3. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。</p>																																																																									
章 項 目	特 記 事 項																																																																								
1. 工事実績情報の登録	登録可能な請負金額の場合：適用する(提出先(財)日本建設情報センター)																																																																								
2. 発生材の処理等について	本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日 法律第104号)の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処置を行う。ただし、工事契約後にやむをえない事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議を行う。 尚、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ①再資源化等が完了した年月日 ②再資源化等をした施設の名称及び所在地 ③再資源化等に要した費用 (1) 分別解体の方法 <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> <tr> <td>・新築</td> <td>建築設備工事</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>・増築</td> <td>・有</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・修繕</td> <td>・無</td> <td>・手作業・機械作業併用</td> </tr> <tr> <td>・模様替</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (2) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 <table border="1"> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をする施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工程	作業内容	分別解体の方法	・新築	建築設備工事	・手作業	・増築	・有		・修繕	・無	・手作業・機械作業併用	・模様替			特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材			・木材			・アスファルト・コンクリート																																												
工程	作業内容	分別解体の方法																																																																							
・新築	建築設備工事	・手作業																																																																							
・増築	・有																																																																								
・修繕	・無	・手作業・機械作業併用																																																																							
・模様替																																																																									
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地																																																																							
・コンクリート																																																																									
・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材																																																																									
・木材																																																																									
・アスファルト・コンクリート																																																																									
3. 建設副産物情報交換システム	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。総合施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出する。																																																																								
4. 概成工期	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期の概ね 日前までに支障の無い状況で完了していること。																																																																								
5. 電気保安技術者	中部地方整備局制定の営繕工事の保安規程第 5 条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。																																																																								
6. 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																																																																								

7. 機械等	<p>1) 本工事に使用する設備機械等は、設計図書(「追記・一般事項 1. 設備機械等」を含む。)に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。</p> <p>2) 化学物質を放散させる建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用ハケル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフルフルジホーパチル及びフルフルジホー2-エチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th> <th>該当する建築材料</th> </tr> <tr> <td>規 制 対 象 外</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td> </tr> <tr> <td>第 三 種</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品</td> </tr> </table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規 制 対 象 外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第 三 種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品				
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料										
規 制 対 象 外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用										
第 三 種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF規格品										
8. 機械の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承認を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。 室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はバッチ型採取機器により行う。 <測定時期> ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 <測定対象室> ・ 図示 <測定箇所> ・ 図示 姿形の形状及び寸法は、概略を示す。										
9. 室内空气中の化学物質の濃度測定	室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。測定はバッチ型採取機器により行う。 <測定時期> ・ 工事着手前 ・ 施工終了時 <測定対象室> ・ 図示 <測定箇所> ・ 図示 姿形の形状及び寸法は、概略を示す。										
10. 機器図面	最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。										
11. 電気工事士	本工事に必要な工事用電力、水及び雑手続きなどの費用はすべて請負者の負担とする。										
12. 施工図等	工事が完成(指定部分に係る完成を除く)したときは、本工事で作成する施工図等のうち、下記の原因及び権写図(1部)を監督職員に提出する。ただし、製作図等で原因として提出ができないものは、原因に代わるものとしてよい。 なお、施工図等の著作権に係わる該当建物に限る使用権は、発注者に移譲する。 <table border="1"> <tr> <td>機器製作図</td> <td>一式</td> <td>試験成績書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>制御システム図</td> <td>一式</td> <td>機器・配管配線施工図</td> <td>一式</td> </tr> </table>	機器製作図	一式	試験成績書	一式	制御システム図	一式	機器・配管配線施工図	一式		
機器製作図	一式	試験成績書	一式								
制御システム図	一式	機器・配管配線施工図	一式								
13. 工事写真	工事写真の撮り方、建築、及び同建築設備(建設大臣官房官庁営繕部監修)に従い撮影する。電子納品とし、次のものを提出する。 00 部数は「16 電子納品」を参照 全写真のサルネームを印刷したもの(A4版用紙)1部 代表的写真を抽出し、L版相当サイズ(A4版用紙に1ページあたり3枚)で印刷したもの1部										
14. 完成図等	○ 提出要 ○ 設計図CADデータ使用 ・ 既存完成図修正) ・ 提出不要 提出部数等は製本A2、A3 各2部とする。										
1. 監督職員事務所	○ 設けない ・ 設ける(号) ・ 既存建物利用										
2. 建設発生土の処分	・ 構内敷きならし ・ 構外搬出(片道運搬距離 約 km)										
3. 足場・機橋類	・ 別契約の関係請負者の設置する足場、機橋の類は、無償で使用できる。 ○ 脚立足場程度とする。										
4. 他工事との工事区分	図面に特記なき場合は、表-1「他工事との工事区分表」による。										
5. 機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表-2「機器標準取付高さ」による。										
6. 接地極	図面に特記なき接地極は、表-3「接地極一覧表」による。										
7. 接地調査	敷地内の3箇所において、大地抵抗率の測定及び試験電極施工による接地抵抗の測定を次により行い、その報告書を監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>測定種別</th> <th>測定方法</th> </tr> <tr> <td>大地抵抗率</td> <td>大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。</td> </tr> <tr> <td>接地抵抗</td> <td>直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。</td> </tr> </table> (報告書：大地抵抗率測定表及び解析グラフ、接地設計、工事写真等) ○ 60 Hz ・ 50 Hz	測定種別	測定方法	大地抵抗率	大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。	接地抵抗	直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。				
測定種別	測定方法										
大地抵抗率	大地抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。										
接地抵抗	直径14mm、長さ1500mmの接地棒を打ち込み、JIS C1304(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。										
8. 電源周波数	○ 60 Hz ・ 50 Hz										
9. 電線類	使用する電線類は、次に示す記号及び規格による。 <table border="1"> <tr> <th>記 号</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>EM-FP-C</td> <td>JCS 4506「低圧耐火ケーブル」</td> </tr> <tr> <td>EM-HP</td> <td>JCS 3501「小勢力回路用耐火ケーブル」</td> </tr> <tr> <td>EM-OCT</td> <td>JCS 4512「600V耐火性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」</td> </tr> <tr> <td>EM-UTP</td> <td>JCS 5503「耐火性ポリオレフィンシースLM用非シールドツイストペアケーブル」</td> </tr> </table>	記 号	規 格	EM-FP-C	JCS 4506「低圧耐火ケーブル」	EM-HP	JCS 3501「小勢力回路用耐火ケーブル」	EM-OCT	JCS 4512「600V耐火性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」	EM-UTP	JCS 5503「耐火性ポリオレフィンシースLM用非シールドツイストペアケーブル」
記 号	規 格										
EM-FP-C	JCS 4506「低圧耐火ケーブル」										
EM-HP	JCS 3501「小勢力回路用耐火ケーブル」										
EM-OCT	JCS 4512「600V耐火性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」										
EM-UTP	JCS 5503「耐火性ポリオレフィンシースLM用非シールドツイストペアケーブル」										
10. 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管(PF管)及び付属品は、タイプ-25のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。										
11. 薄鋼電線管	薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。										

12. 電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の本数、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けるものとする。ただし、相違する場合は監督職員の承認を受ける。 次の露出配管は、塗装を行う。 () 屋外 ・ 屋内 ()																																																								
13. 金属管の塗装	()																																																								
14. 保護管	ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。																																																								
15. 最上階の埋め込み配管	最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として埋めるものとする。																																																								
16. 呼び線	長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。																																																								
17. フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。 ・ 金属製(ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製																																																								
18. 地中配線の埋設深さ等	地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。また、地中配線には埋設シート(1/2重ね)を設ける。																																																								
19. ハンドホールの差	ハンドホール等の鉄差は、鋳型流し込みで用途名を表示する。 構内配電線の用途名 (・ 電力 ・) 構内通信線の用途名 (・ 通信 ・)																																																								
20. 電力・電話の引き込み	電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に速やかに行う。 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2005年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力は機器重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。 <施設区分> ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 <重要機器> ・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 直流電源装置 ・ 変換機 ・ 火災報知設備 ・ 中央監視制御装置																																																								
21. 耐震措置	<上層階の定義> 2 ~ 6 階建ての場合は最上階、7 ~ 9 階建ての場合は上層 2 階、10 ~ 12 階建ての場合は上層 3 階、13 階建て以上の場合は上層 4 階 <table border="1"> <tr> <th colspan="4">局部震度法による建築設備機器(水栓を除く)の設計用水平地震度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設 置 場 所</th> <th colspan="2">特 定 の 施 設</th> <th colspan="2">一 般 の 施 設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階・屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">局部震度法による水栓類の設計用水平地震度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設 置 場 所</th> <th colspan="2">特 定 の 施 設</th> <th colspan="2">一 般 の 施 設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階・屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> 注) () 内数値は、防震支持の機器の場合に適用する。 (2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。	局部震度法による建築設備機器(水栓を除く)の設計用水平地震度				設 置 場 所	特 定 の 施 設		一 般 の 施 設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	局部震度法による水栓類の設計用水平地震度				設 置 場 所	特 定 の 施 設		一 般 の 施 設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6
局部震度法による建築設備機器(水栓を除く)の設計用水平地震度																																																									
設 置 場 所	特 定 の 施 設		一 般 の 施 設																																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																					
上層階・屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																					
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																					
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																					
局部震度法による水栓類の設計用水平地震度																																																									
設 置 場 所	特 定 の 施 設		一 般 の 施 設																																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																					
上層階・屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																					
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																					
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																					
1. 照明制御総合動作試験	照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試験成績書を提出し、承認を受ける。 ・ 目標照度設定のための各調光センサー(夜間及び日中) ・ 不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光センサー ・ タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認 ・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認 ※ 上記試験項目は全数確認とする。																																																								
2. 蛍光灯安定器・ランプ	図面に特記なき場合は、表-4「蛍光灯器具の安定器の種類」による。																																																								
3. コンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。																																																								
4. 電動機等の接地	金属管配線において、電動機容量 7.5kW 以下は金属管を接地極とする。																																																								
5. インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。 <table border="1"> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> </tr> <tr> <th>インバータ効率(%)</th> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> <td>91.5</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> <th>45</th> </tr> <tr> <th>インバータ効率(%)</th> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </table>	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	電動機出力(kW)	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																								
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11																																																	
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5																																																	
電動機出力(kW)	15	18.5	22	30	37	45																																																			
インバータ効率(%)	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																																																			
6. 分電盤・実験盤	(1) 電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。 (2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。																																																								
7. 自家発電設備の配管工事等	原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は監督職員の承認を受けて多少相違しても差し支えない。																																																								
8. 設備機器容量等	本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。																																																								
1. 局線	局線の新增設移転の手続きは、本工事とする。																																																								
2. 電源強度の測定	最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を3か所以上行うこと。また、その報告書を監督職員まで提出すること。																																																								
1. 施 工 調 査	事前調査(○ 本工事 ・ 別途工事) 調査項目(・) 調査範囲(・ 図示 ・) 調査方法(・ 図示 ・)																																																								
2. 仮 設 備	仮設備項目(・ 受変電 ・ 発電 ・) 仮設備期間(・ 図示 ・)																																																								
3. 養 生	養生範囲(・) 養生方法(・)																																																								
4. は つ り	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。																																																								
5. 非破壊調査等	非破壊調査等による建物の調査(・ 要 ・ 不要)とする。なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。																																																								
5. 施工条件	○ 下記で指定するもの以外は監督職員と協議により決定。 ○ 施工程目 (○) 指定あり (病院との協議により決定) ○ 施工可能時間帯 (○) 指定あり (病院との協議により決定) ○ 個別別の施工順序 (・ 指定なし ・) ○ 工事車両の駐車場 (○) 指定あり (病院との協議により決定) ○ 資材置場 (○) 指定あり (病院との協議により決定)																																																								

6. 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理等	・ 引き渡しを要するもの (・ 金属類 ・ 盤類 ・ 電線、ケーブル) ・ 特別管理産業廃棄物 (・ PCB使用機器 ・) ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 ・ PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 ※ 照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離し金属箱に収納し表示を付し建物管理者に引き渡す(報告書共)。 ・ 再生資源化を図るもの (・ 蛍光灯ランプ ・) ・ 引渡しを要するもの以外の、構外搬出適切処理とする。 マニフェスト提出のこと。 本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改修は、本工事とする。 本工事施工に伴う防火区画の貫通は、適切に材料工法にて処理を行う事。																																																																																																																																																																													
7. 既設との取り合い																																																																																																																																																																														
8. 防火区画の貫通																																																																																																																																																																														
表-1 「他工事との工事区分表」	<table border="1"> <tr> <th>他工事との取り合い</th> <th>電気設備工事</th> <th>機械設備工事</th> <th>建築工事</th> </tr> <tr> <td>開</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電盤・制御盤等の基礎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自立型テレビディテナの基礎(屋上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測雷計の基礎(屋上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配線ダクト及び垂</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自立型防振装置を取付ける防火戸の切込・補強及び「F1111」・「F0111」</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別途機器などへの接続(直接接続するもの)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属制御盤以降の配管配線(接地共)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属制御盤への電源供給の配管配線(接地共)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属制御盤への操作回路の配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井系型 FOU 及び全熱交換機換気扇と操作スイッチとの差配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小便器用水配管の制御盤以降の配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動昇り及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防油</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	他工事との取り合い	電気設備工事	機械設備工事	建築工事	開				閉				口				部				発電機				配電盤・制御盤等の基礎				自立型テレビディテナの基礎(屋上)				測雷計の基礎(屋上)				配線ダクト及び垂				自立型防振装置を取付ける防火戸の切込・補強及び「F1111」・「F0111」				照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート	○			別途機器などへの接続(直接接続するもの)	○			機器付属制御盤以降の配管配線(接地共)				機器付属制御盤への電源供給の配管配線(接地共)				機器付属制御盤への操作回路の配管配線				天井系型 FOU 及び全熱交換機換気扇と操作スイッチとの差配管配線				煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				小便器用水配管の制御盤以降の配管配線				自動昇り及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線				防油				天井点検口	○																																																																																							
他工事との取り合い	電気設備工事	機械設備工事	建築工事																																																																																																																																																																											
開																																																																																																																																																																														
閉																																																																																																																																																																														
口																																																																																																																																																																														
部																																																																																																																																																																														
発電機																																																																																																																																																																														
配電盤・制御盤等の基礎																																																																																																																																																																														
自立型テレビディテナの基礎(屋上)																																																																																																																																																																														
測雷計の基礎(屋上)																																																																																																																																																																														
配線ダクト及び垂																																																																																																																																																																														
自立型防振装置を取付ける防火戸の切込・補強及び「F1111」・「F0111」																																																																																																																																																																														
照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート	○																																																																																																																																																																													
別途機器などへの接続(直接接続するもの)	○																																																																																																																																																																													
機器付属制御盤以降の配管配線(接地共)																																																																																																																																																																														
機器付属制御盤への電源供給の配管配線(接地共)																																																																																																																																																																														
機器付属制御盤への操作回路の配管配線																																																																																																																																																																														
天井系型 FOU 及び全熱交換機換気扇と操作スイッチとの差配管配線																																																																																																																																																																														
煙感知器から運動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線																																																																																																																																																																														
小便器用水配管の制御盤以降の配管配線																																																																																																																																																																														
自動昇り及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線																																																																																																																																																																														
防油																																																																																																																																																																														
天井点検口	○																																																																																																																																																																													
表-2 「機器標準取付高さ」	<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高さ(mm)</th> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td>地上~窓中心</td> <td>1,300~2,000</td> <td>表示盤</td> <td>床上~中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>引出照明器</td> <td>地上~中心</td> <td>1,800~2,200</td> <td>警告発信機</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>分電盤</td> <td>床上~中心</td> <td>1,500</td> <td>壁付押ボタ(一般)</td> <td>床上~中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> <td>壁付押ボタ(一般)</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ(多目的使用)</td> <td>床上~中心</td> <td>1,100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スイッチ(自動ドア)</td> <td>床上~中心</td> <td>1,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コン(一般)</td> <td>床上~中心</td> <td>300</td> <td>外懸受け付(イカサマ)</td> <td>標準図による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コン(和室)</td> <td>床上~中心</td> <td>150</td> <td>押ボタ(1/4呼出用)</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>押ボタ(台上)</td> <td>台上~中心</td> <td>150 ~ 200</td> <td>押ボタ(1/4呼出用)</td> <td>床上~中心</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>押ボタ(土間)</td> <td>床上~中心</td> <td>500</td> <td>押ボタ(1/4呼出用)</td> <td>床上~中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ト(壁・屋外)</td> <td>地上~中心</td> <td>300</td> <td>機器収納箱</td> <td>天井下~上端</td> <td>1,500~1,800</td> </tr> <tr> <td>ト(一般)</td> <td>地上~中心</td> <td>2,100~2,300</td> <td>度約ボックス</td> <td>天井下~上端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>ラケ(階端)</td> <td>床上~中心</td> <td>2,000~2,500</td> <td>直列コント(和室)</td> <td>床上~中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>ラケ(鏡上)</td> <td>鏡上~中心</td> <td>150</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動</td> <td>壁掛制御盤</td> <td>床上~中心</td> <td>1,500</td> <td>受信機・副受信機</td> <td>床上~操作部</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td>力</td> <td>壁掛制御盤</td> <td>(土間)1,900以下</td> <td></td> <td>機器収納箱-発信機</td> <td>床上~中心</td> <td>800~1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手元開閉器</td> <td>床上~中心</td> <td>1,500</td> <td>表示灯</td> <td>床上~中心</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作スイッチ</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> <td>液化石油ガス用検知器</td> <td>床上~上端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>構内</td> <td>室内端子盤</td> <td>床上~下端</td> <td>300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換</td> <td>集合保安装置</td> <td>天井下~上端</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>壁付電話機</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>時計</td> <td>壁付形時計</td> <td>床上~中心</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>手摘計</td> <td>床上~中心</td> <td>天井高×0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡張</td> <td>直形スピーカ</td> <td>床上~中心</td> <td>天井高×0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>壁付スイッチネータ</td> <td>床上~中心</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名 称	測 点	取付高さ(mm)	名 称	測 点	取付高さ(mm)	電圧計	地上~窓中心	1,300~2,000	表示盤	床上~中心	天井高×0.9	引出照明器	地上~中心	1,800~2,200	警告発信機	床上~中心	1,300	分電盤	床上~中心	1,500	壁付押ボタ(一般)	床上~中心	2,300	スイッチ	床上~中心	1,300	壁付押ボタ(一般)	床上~中心	1,300	スイッチ(多目的使用)	床上~中心	1,100				スイッチ(自動ドア)	床上~中心	1,800				コン(一般)	床上~中心	300	外懸受け付(イカサマ)	標準図による		コン(和室)	床上~中心	150	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	1,300	押ボタ(台上)	台上~中心	150 ~ 200	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	900	押ボタ(土間)	床上~中心	500	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	300	ト(壁・屋外)	地上~中心	300	機器収納箱	天井下~上端	1,500~1,800	ト(一般)	地上~中心	2,100~2,300	度約ボックス	天井下~上端	300	ラケ(階端)	床上~中心	2,000~2,500	直列コント(和室)	床上~中心	150	ラケ(鏡上)	鏡上~中心	150				ット						動	壁掛制御盤	床上~中心	1,500	受信機・副受信機	床上~操作部	800~1,500	力	壁掛制御盤	(土間)1,900以下		機器収納箱-発信機	床上~中心	800~1,500		手元開閉器	床上~中心	1,500	表示灯	床上~中心	2,100		操作スイッチ	床上~中心	1,300	液化石油ガス用検知器	床上~上端	300	構内	室内端子盤	床上~下端	300				換	集合保安装置	天井下~上端	200					壁付電話機	床上~中心	1,300				時計	壁付形時計	床上~中心	1,500				計	手摘計	床上~中心	天井高×0.9				拡張	直形スピーカ	床上~中心	天井高×0.9					壁付スイッチネータ	床上~中心	1,300			
名 称	測 点	取付高さ(mm)	名 称	測 点	取付高さ(mm)																																																																																																																																																																									
電圧計	地上~窓中心	1,300~2,000	表示盤	床上~中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																									
引出照明器	地上~中心	1,800~2,200	警告発信機	床上~中心	1,300																																																																																																																																																																									
分電盤	床上~中心	1,500	壁付押ボタ(一般)	床上~中心	2,300																																																																																																																																																																									
スイッチ	床上~中心	1,300	壁付押ボタ(一般)	床上~中心	1,300																																																																																																																																																																									
スイッチ(多目的使用)	床上~中心	1,100																																																																																																																																																																												
スイッチ(自動ドア)	床上~中心	1,800																																																																																																																																																																												
コン(一般)	床上~中心	300	外懸受け付(イカサマ)	標準図による																																																																																																																																																																										
コン(和室)	床上~中心	150	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	1,300																																																																																																																																																																									
押ボタ(台上)	台上~中心	150 ~ 200	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	900																																																																																																																																																																									
押ボタ(土間)	床上~中心	500	押ボタ(1/4呼出用)	床上~中心	300																																																																																																																																																																									
ト(壁・屋外)	地上~中心	300	機器収納箱	天井下~上端	1,500~1,800																																																																																																																																																																									
ト(一般)	地上~中心	2,100~2,300	度約ボックス	天井下~上端	300																																																																																																																																																																									
ラケ(階端)	床上~中心	2,000~2,500	直列コント(和室)	床上~中心	150																																																																																																																																																																									
ラケ(鏡上)	鏡上~中心	150																																																																																																																																																																												
ット																																																																																																																																																																														
動	壁掛制御盤	床上~中心	1,500	受信機・副受信機	床上~操作部	800~1,500																																																																																																																																																																								
力	壁掛制御盤	(土間)1,900以下		機器収納箱-発信機	床上~中心	800~1,500																																																																																																																																																																								
	手元開閉器	床上~中心	1,500	表示灯	床上~中心	2,100																																																																																																																																																																								
	操作スイッチ	床上~中心	1,300	液化石油ガス用検知器	床上~上端	300																																																																																																																																																																								
構内	室内端子盤	床上~下端	300																																																																																																																																																																											
換	集合保安装置	天井下~上端	200																																																																																																																																																																											
	壁付電話機	床上~中心	1,300																																																																																																																																																																											
時計	壁付形時計	床上~中心	1,500																																																																																																																																																																											
計	手摘計	床上~中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																											
拡張	直形スピーカ	床上~中心	天井高×0.9																																																																																																																																																																											
	壁付スイッチネータ	床上~中心	1,300																																																																																																																																																																											
表-3 「接地極一覧表」	<table border="1"> <tr> <th>接 地 の 種 類</th> <th>記 号</th> <th>接 地 抵 抗 値</th> <th>接 地 極 の 規 格 ・ 数 量</th> </tr> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>E A、B、C、D</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ 共同接地</td> <td>E A、C、D</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ A 種</td> <td>E A</td> <td>10 Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組</td> </tr> <tr> <td>・ B 種</td> <td>E B</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ C 種</td> <td>E C</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ D 種</td> <td>E D</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ D 種</td> <td>E D</td> <td>100 Ω 以下</td> <td>E B (D=10 又は W=30) ×1</td> </tr> <tr> <td>・ 雷保護用</td> <td>E L A</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) × 連 - 1 組 又は E P=0.6×2</td> </tr> <tr> <td>・ 高圧避雷器</td> <td>E L H</td> <td>10 Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組</td> </tr> <tr> <td>・ 交換機用</td> <td>E t</td> <td>Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組</td> </tr> <tr> <td>・ 通信用</td> <td>E A t</td> <td>10 Ω 以下</td> <td>E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組</td> </tr> <tr> <td>・ 通信用</td> <td>E D t</td> <td>100 Ω 以下</td> <td>E B (D=10 又は W=30) ×1</td> </tr> <tr> <td>・ 電話引込口の保安器用</td> <td>E D t</td> <td>100 Ω 以下</td> <td>E B (D=10 又は W=30) ×1</td> </tr> <tr> <td>・ 測定用</td> <td>E O</td> <td>100 Ω 以下</td> <td>E B (D=10 又は W=30) ×1</td> </tr> <tr> <td>・ 構造体接地</td> <td></td> <td>Ω 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 等電位接地</td> <td></td> <td>Ω 以下</td> <td></td> </tr> </table> 注) E BでD=14の場合はL=1500とし、W=40の場合はL=900とする。	接 地 の 種 類	記 号	接 地 抵 抗 値	接 地 極 の 規 格 ・ 数 量	・ 共同接地	E A、B、C、D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ 共同接地	E A、C、D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ A 種	E A	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組	・ B 種	E B	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ C 種	E C	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ D 種	E D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ D 種	E D	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1	・ 雷保護用	E L A	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) × 連 - 1 組 又は E P=0.6×2	・ 高圧避雷器	E L H	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組	・ 交換機用	E t	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組	・ 通信用	E A t	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組	・ 通信用	E D t	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1	・ 電話引込口の保安器用	E D t	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1	・ 測定用	E O	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1	・ 構造体接地		Ω 以下		・ 等電位接地		Ω 以下																																																																																																										
接 地 の 種 類	記 号	接 地 抵 抗 値	接 地 極 の 規 格 ・ 数 量																																																																																																																																																																											
・ 共同接地	E A、B、C、D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ 共同接地	E A、C、D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ A 種	E A	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組																																																																																																																																																																											
・ B 種	E B	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ C 種	E C	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ D 種	E D	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ D 種	E D	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1																																																																																																																																																																											
・ 雷保護用	E L A	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) × 連 - 1 組 又は E P=0.6×2																																																																																																																																																																											
・ 高圧避雷器	E L H	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組																																																																																																																																																																											
・ 交換機用	E t	Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 1 組																																																																																																																																																																											
・ 通信用	E A t	10 Ω 以下	E B (D=14 又は W=40) ×3 連 - 2 組																																																																																																																																																																											
・ 通信用	E D t	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1																																																																																																																																																																											
・ 電話引込口の保安器用	E D t	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1																																																																																																																																																																											
・ 測定用	E O	100 Ω 以下	E B (D=10 又は W=30) ×1																																																																																																																																																																											
・ 構造体接地		Ω 以下																																																																																																																																																																												
・ 等電位接地		Ω 以下																																																																																																																																																																												
表-4 「蛍光灯器具の安定器の種類」	<table border="1"> <tr> <th>蛍 光 灯 の 種 類</th> <th>安定器の種類</th> <th></th></tr></table>	蛍 光 灯 の 種 類	安定器の種類																																																																																																																																																																											
蛍 光 灯 の 種 類	安定器の種類																																																																																																																																																																													



ナースコール・ハンディナースコール設備 系統図 (西館)

(西館)

(注記) 既設マヒューン機器使用のため分配セナを5台納品する。

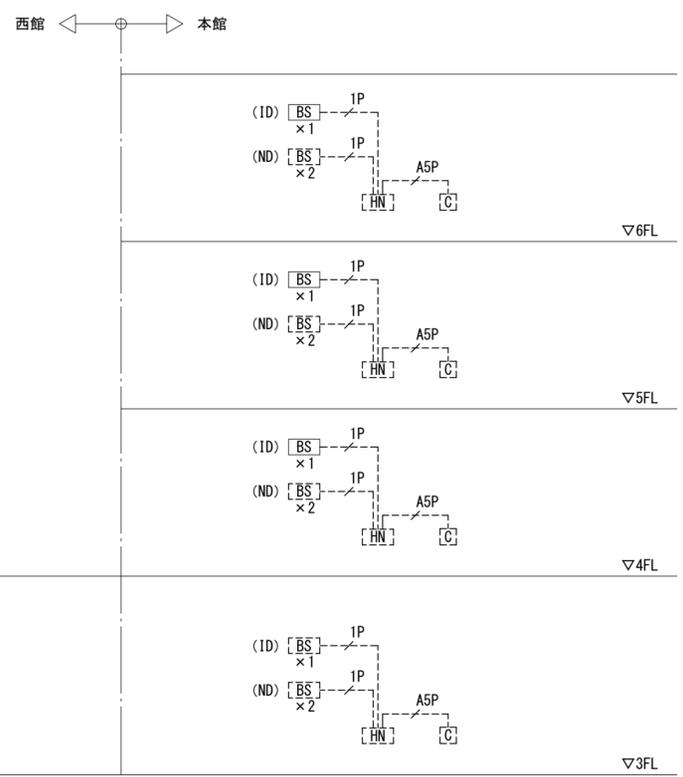
凡例

記号	名称	備考
[NC]60L	ホド'形親機60局	更新
[C]	ナースコール制御機	更新
[2]	個別廊下灯(2床室用、3色)	更新
[4]	個別廊下灯(4床室用、3色)	更新
[3P]	1/0ユニット(1回線1廊下灯用、3色)	更新
[⊙]	代表廊下灯(丸型、15V、オレンジ・赤・緑)	更新
[□]	復旧ボタン	更新
[⊖]	コンセント・握り押しボタン中継コタケ	更新
[N]	呼出押しボタン(ひも付)	更新
[N]W	浴室用引きスイッチ	更新
[HN]	ハンディナースコール主装置	更新
[BS]	ハンディナースコール無線機	更新

(注記1) 特記なき配管配線は下記とする。
 AEO. 9-2C
 AEO. 9-3C
 AEO. 9-4C
 AEO. 9-3P
 FCPEVO. 65-2P
 FCPEVO. 9-3P
 FCPEVO. 65-5P

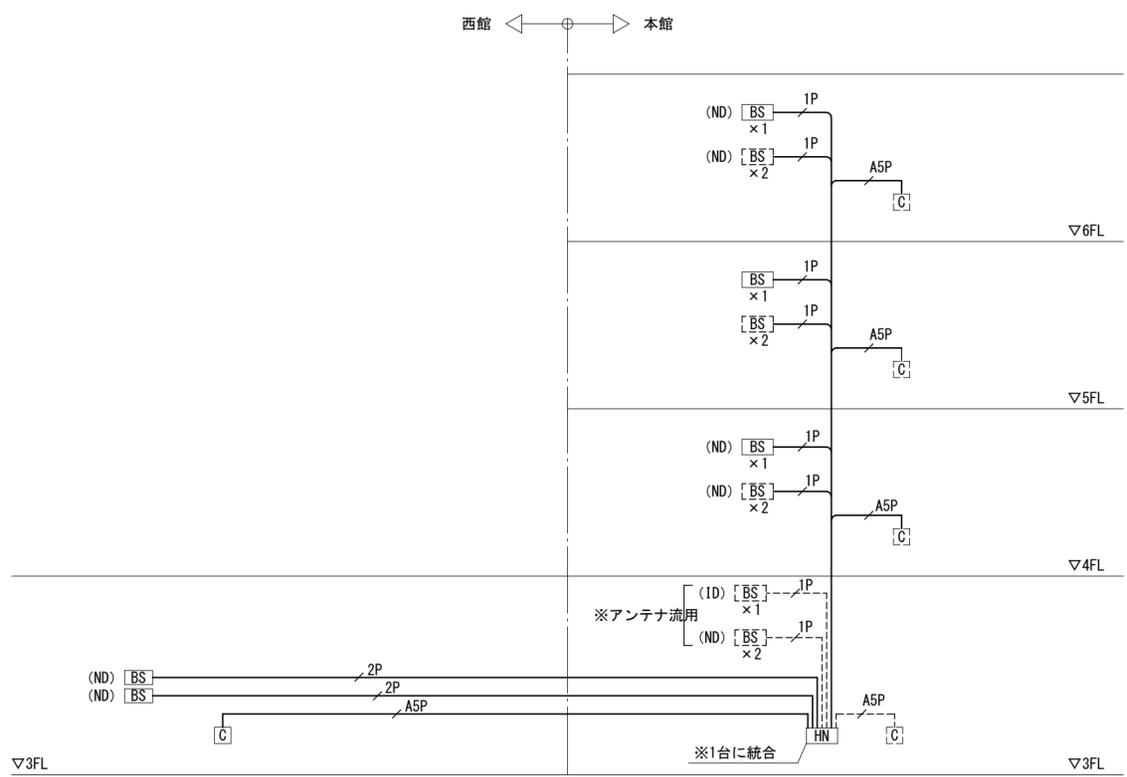
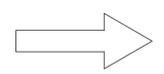
(注記2) 二重天井内はケーブルがし配線とする。
 (注記3) 壁立上り、立下りは上記の配管にて保護のこと。
 (注記4) ----- 破線で示す配線は既設配線流用とする。

(注記5) 既設マヒューン機器使用のため分配セナを5台納品する。



ハンディナースコール設備 系統図 (更新前)

(更新前)



ハンディナースコール設備 系統図 (更新後)

(更新後)

NC 60L ボード形親機60局 参考型番 BZP-60WZ-S3 相当品

形状	壁掛形 (JIS中形四角ワットレットボックス深形/JIS中形四角スイッチカバー1個用塗代付)
材質	樹脂、銅板製
質量	約6.5kg
液晶表示部	3.5インチ TFTカラー液晶
呼出表示	個別呼出灯の点滅、情報灯の点滅、液晶表示
履歴表示	50件 (発着信数)
情報灯	センサ類の使用表示灯として点灯、呼出時に点滅 ※手動設定 または専用子機接続時には自動点灯
呼出音	電子メロディー (16種) 又はチャイム音 (3種) / トマト音 (3種)
一斉放送	全一斉と選局一斉 (選局外一斉放送可)、チーム一斉
ハンディナースコール設定	担当設定、チーム設定 (最大8チーム)、転送設定、ブーム設定
備考	セキュリティ機能、プライベートトーク機能 個別音量調整機能、夜間自動音量調整機能
電源	AC100V 50/60Hz
消費電力	最大12W (待機時3.5W)
オプション	受話器落下防止ストップ、受話器衝突音防止センサ スマイル、ステーションBGM マナーネット対応プレート

4 個別廊下灯 (4床室用、3色) 参考型番 BL-504WZC 相当品
参考型番 HP-508WZR 相当品

形状	壁掛形 (マスクプレート付)
材質	ABS樹脂 (一部銅板製)
代表表示灯	LED (オレンジ、赤、緑)
個別表示灯	LED (赤)
復旧ボタン	ノロック式
室番	シルク印刷 (灰色)

1/0ユニット (1回線1廊下灯用、3色) BX-101WZC

形状	壁掛形 (JIS4個用スイッチボックスカバー付)
材質	ABS樹脂 (一部銅板製)
備考	1回線1廊下灯用 (3色対応)

コンテント 参考型番 BA-306WZU (特) 相当品
握り押しボタン 参考型番 RB-826WZ 相当品
中継コネクタ 参考型番 PZ-401-1 相当品

コンテント

握り押しボタン φ35 99.5
呼出押しボタン 呼出確認灯 常夜灯
中継コネクタ

形状	壁埋込形 (JIS4個用スイッチボックスカバー付)
プレート	ステンレス鋼板組込
スピーカー	φ50, 8Ω
マイク	コンデンサ形
コンテント	6P
復旧・緊急呼出ボタン	ノロック式
呼出・緊急呼出確認灯	LED (オレンジ)
備考	断線防止機能・脱落設定入切可能

握り押しボタン

材質	抗菌ABS樹脂
呼出押しボタン	ノロック式
呼出確認灯	LED (オレンジ)、常夜灯機能付
備考	コード2m

中継コネクタ

材質	軟質塩化ビニル
色調	マルチオレンジ
コネクタ	6P

HN ハンディナースコール主装置 参考型番 HI-MX-01-DS 相当品

形状	据置形・壁掛形
材質	銅板製 (フリン焼付塗装)
電源電圧	AC100V (50/60Hz)
消費電力	最大100W
制御方式	番積プログラム制御方式
通話路方式	時分割PCM方式
ナースコール接続数	2台以下
無線機接続数	10台以下
無線電話機接続数	32台以下
PBX回線数	8回線以下

C ナースコール制御機 参考型番 BZM-002WZ 相当品

形状	壁掛形 (JIS3個用スイッチボックスカバー付)
親機制御台数	最大8台 (1/5制御)
通話路数	5通話路 (同室同時通話可能)
1/0ユニット個別廊下灯接続台数	最大40台
電源・消費電力	AC-GC100V 50/60Hz・最大400W
メモリー蓄積期間	約2ヶ月
LAN接続	ネットワーク経由にてIPのネットワーク参照
設定データの更新・送受信が可能	
備考	ハンディナースコール接続

代表廊下灯 (丸型、15V、オレンジ・赤・緑) 参考型番 BL-113/15-A 相当品

形状	壁埋込形 (JIS中形四角ワットレットボックス浅形、中型四角丸穴カバー付)
材質	レンズ: 亚克力ネット ベース: PC+AES樹脂
色調	レンズ: 乳白半透明 ベース: 赤・白・緑
表示灯	LED (オレンジ・赤・緑)、15V

N 呼出押しボタン (ひも付) 参考型番 BT-312ZR 相当品

形状	壁埋込形 (JIS1個用スイッチボックスカバー付)
プレート/握り	抗菌樹脂
確認灯	LED (赤)
呼出ボタン	ノロック式
点字	よびだし
備考	JIS C-0920 IPx5 (防噴流形) 適合

BS ハンディナースコール無線機 参考型番 HI-D3BS 相当品

形状	壁付型
材質	ABS樹脂
重量	約480g
同時通話可能台数	3台
送信出力・無線周波数	10mW・1.9GHz帯
電源電圧・消費電力	DC48V (主装置より供給)・最大約4.5W

2 個別廊下灯 (2床室用、3色) 参考型番 BL-502WZC 相当品

形状	壁掛形 (JIS4個用スイッチボックスカバー付)
材質	ABS樹脂 (一部銅板製)
代表表示灯	LED (オレンジ、赤、緑)
個別表示灯	LED (赤)
復旧ボタン	ノロック式
室番	シルク印刷 (灰色)

復旧ボタン 参考型番 BR-303ZAU 相当品

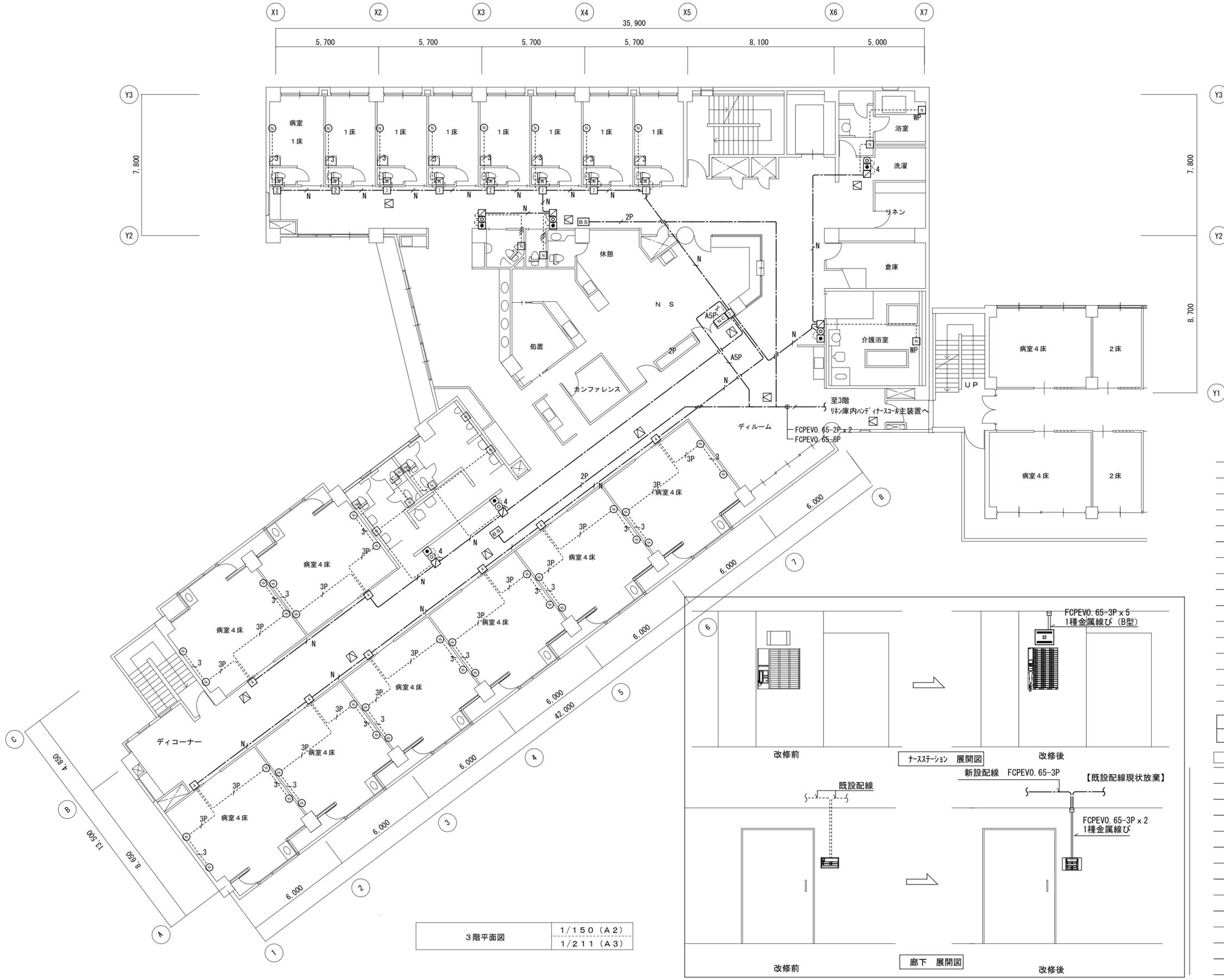
形状	壁埋込形 (JIS1個用スイッチボックスカバー付)
プレート	プレート: 別途
復旧ボタン	ノロック式

NW 浴室用引きスイッチ 参考型番 BB-721ZR HP-721 相当品

形状	壁埋込形 (JIS1個用スイッチボックスカバー付)
材質	カバー: PE樹脂、ひも: 抗菌ナイロン
呼出確認灯	LED (赤)
呼出スイッチ	ノロック式
センサーポイント	約19.6mmで分離
備考	JIS C0920 IPX5 (防噴流形) 適合、案内シール付

PHS・充電器 参考型番 HI-D8PSWP 相当品

形状	携帯型
質量	約100g
連続通話時間	約7時間
連続待ち受け時間	約600時間
充電完了時間	約5時間
防水性能	IPX5/IPX7相当
使用電池	専用リチウムイオン電池
充電器	
形状	卓上型
電源	入力: AC100V 50/60Hz ACアダプター付



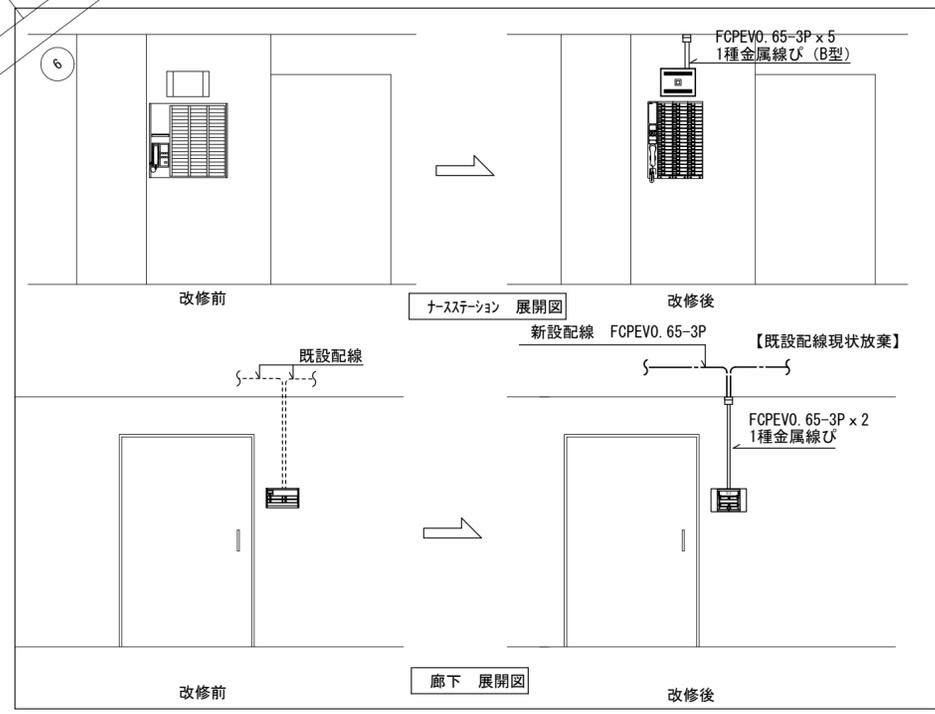
- (注記)
- 特記なき配管配線は下記による。

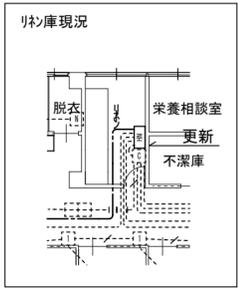
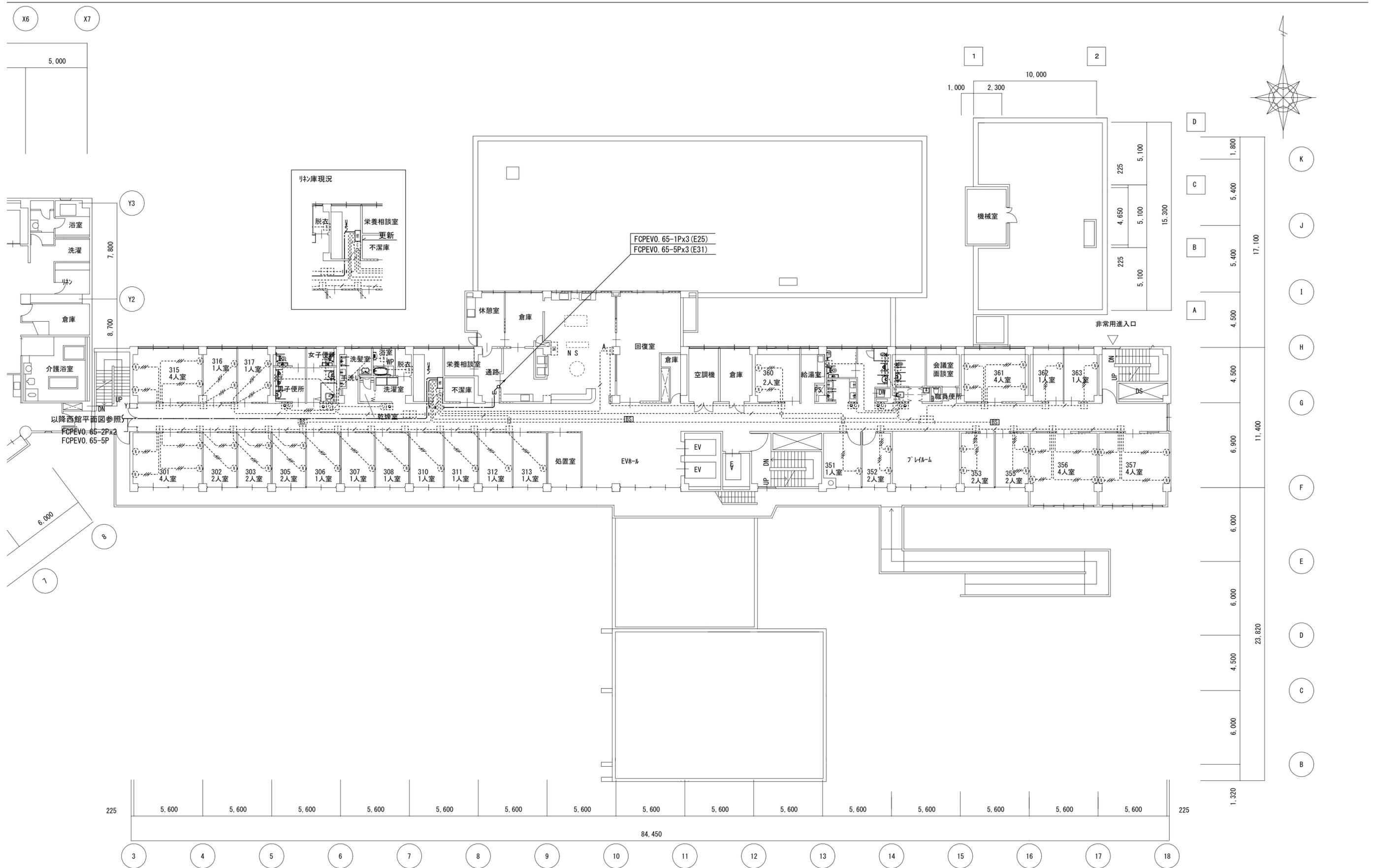
.....	AE0. 9-2C
.....	AE0. 9-3C
.....	AE0. 9-4C
.....	AE0. 9-3P
.....	FCPEVO. 65-2P
.....	FCPEVO. 9-3P
.....	FCPEVO. 65-5P
.....	FCPEVO. 65-5P
.....	FCPEVO. 9-3P
 - 破線で示す配線は既設配線流用とする。
 - 病室内機器取替に伴ないナースコール制御器～個別廊下灯、1/0ユニット配線の更新を行うため廊下点検口 (450口) を10か所見込むこと。図示記入位置は参考とする。照明器具、既設点検口を考慮し現地調査、打合せの上決定する。

.....	破線	既設を示す。
.....	実線、1点鎖線	今回工事箇所を示す。

凡例	記号	名称	備考
	NC	ボード形親機60局	更新
	C	ナースコール制御機	更新
	2	個別廊下灯(2床室用、3色)	更新
	4	個別廊下灯(4床室用、3色)	更新
	1/0	1/0ユニット(1回線1廊下灯用、3色)	更新
	◎	代表廊下灯(丸型、15V、レゾ・赤・緑)	更新
	●	復旧ボタン	更新
	Ⓝ	コンセント+握り押しボタン+中継コネクタ	更新
	N	呼出押しボタン(ひも付)	更新
	NW	浴室用引きスイッチ	更新
	HN	ハンデイナーコール主装置	更新
	BS	ハンデイナーコール無線機	更新

3階平面図 1/150 (A2) 1/211 (A3)

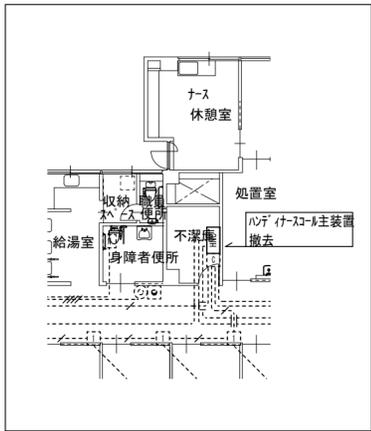
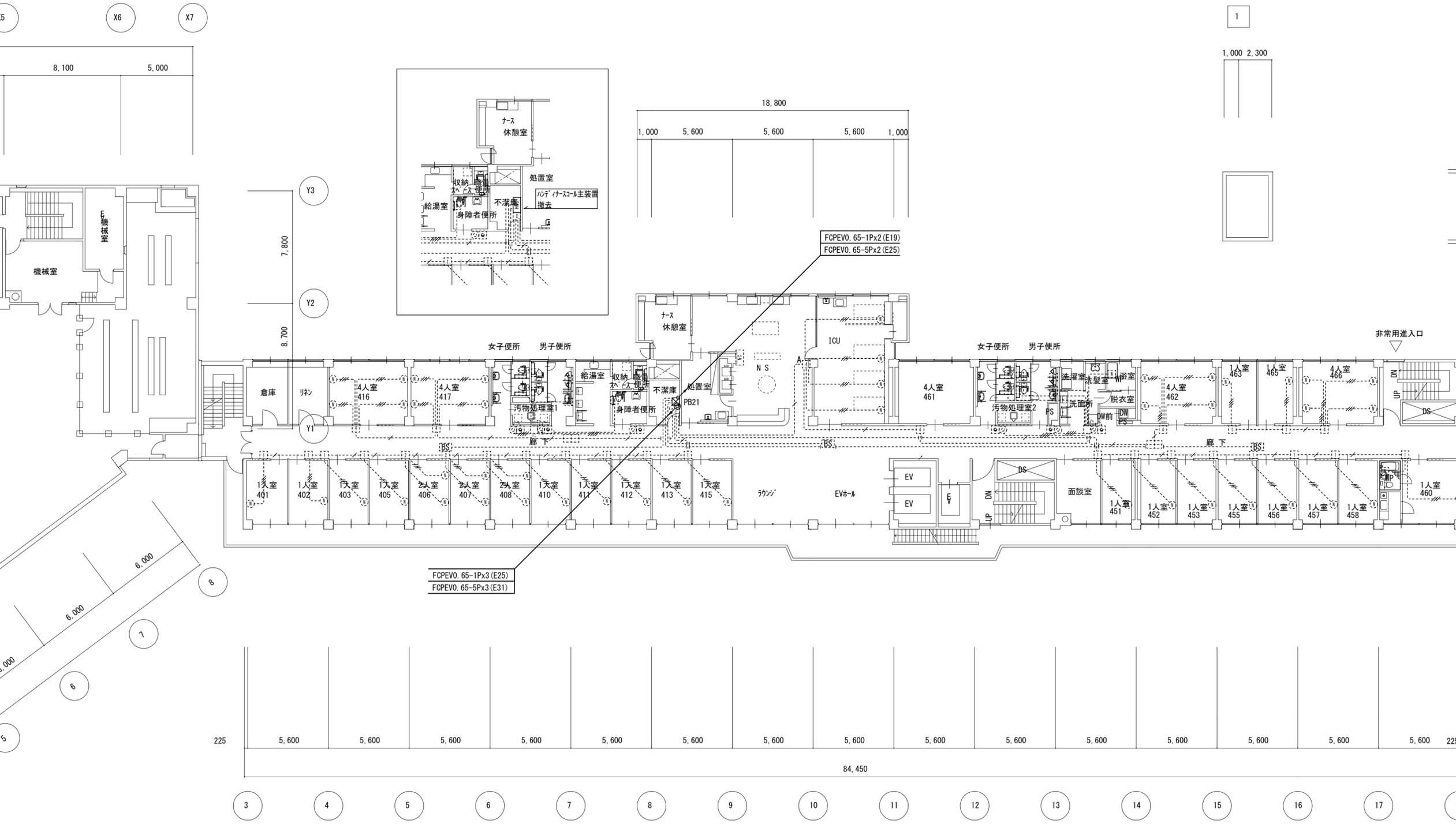
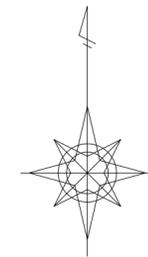




FCPEVO. 65-1Px3 (E25)
FCPEVO. 65-5Px3 (E31)

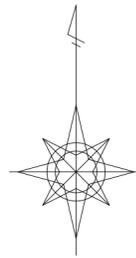
3階平面図
1/200 (A2)
1/282 (A3)

特記	工事名	伊賀市立上野総合市民病院西館3階病棟ナースコール設備改修工事			承認	管理建築士	印
	図名	ナースコール設備 3階平面図	縮尺	1/200 (A2) 1/282 (A3)			
	製図者				図面提出日		



4階平面図 1/200 (A1)
1/282 (A3)

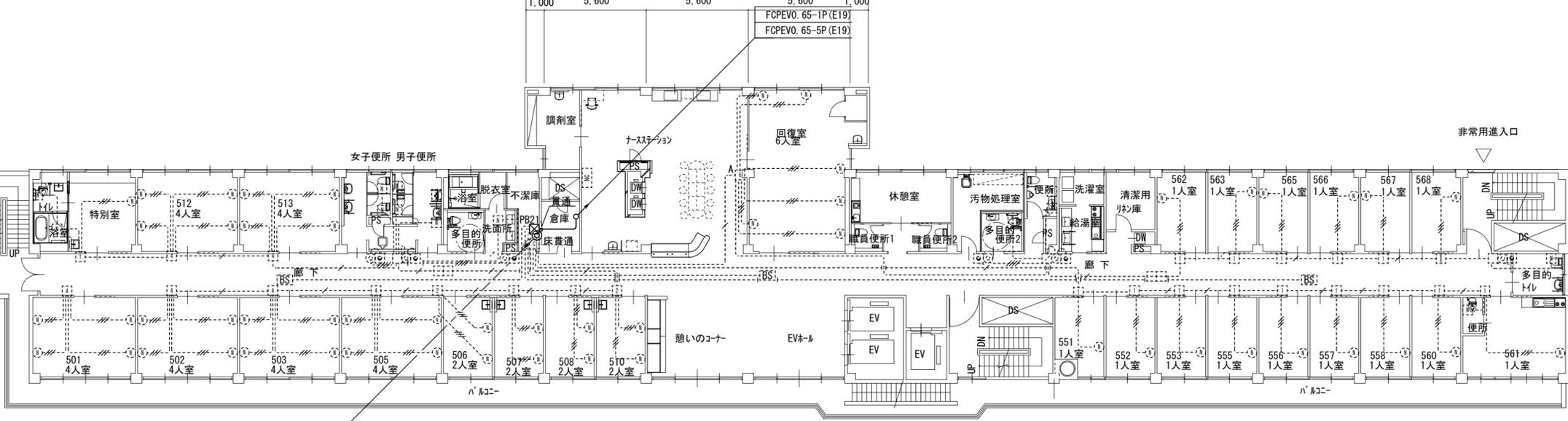
特記	工事名	伊賀市立上野総合市民病院西館3階病棟ナースコール設備改修工事		承認	管理建築士
	図名	ナースコール設備 4階平面図	縮尺 1/200 (A2) 1/282 (A3)		
	図面提出日				



③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱

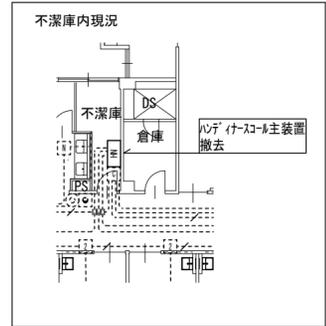
225 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 225

Y3
7,800
Y2
8,100 5,000
13,100
X5 X6 X7



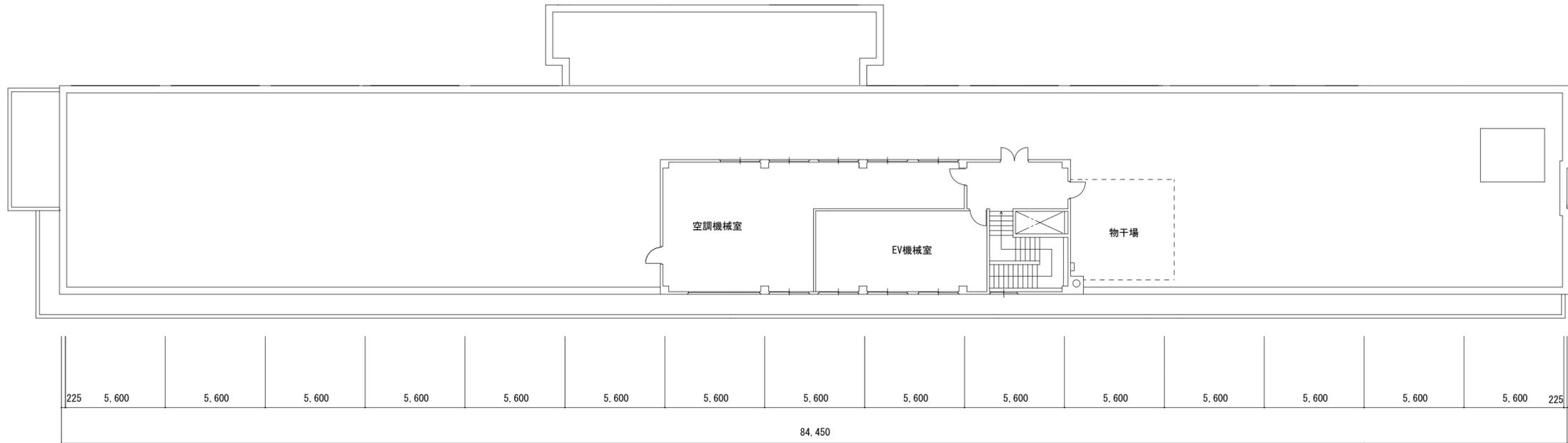
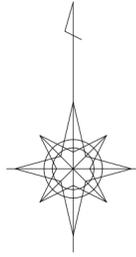
I
3,200
H
4,500
G
11,400
F
6,900
1,500

FCPEVO. 65-1Px2 (E19)
FCPEVO. 65-5Px2 (E25)

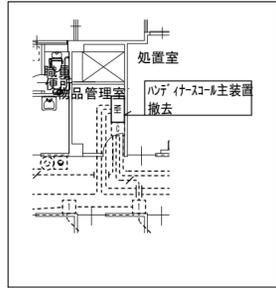


5階平面図 1/200 (A2)
1/282 (A3)

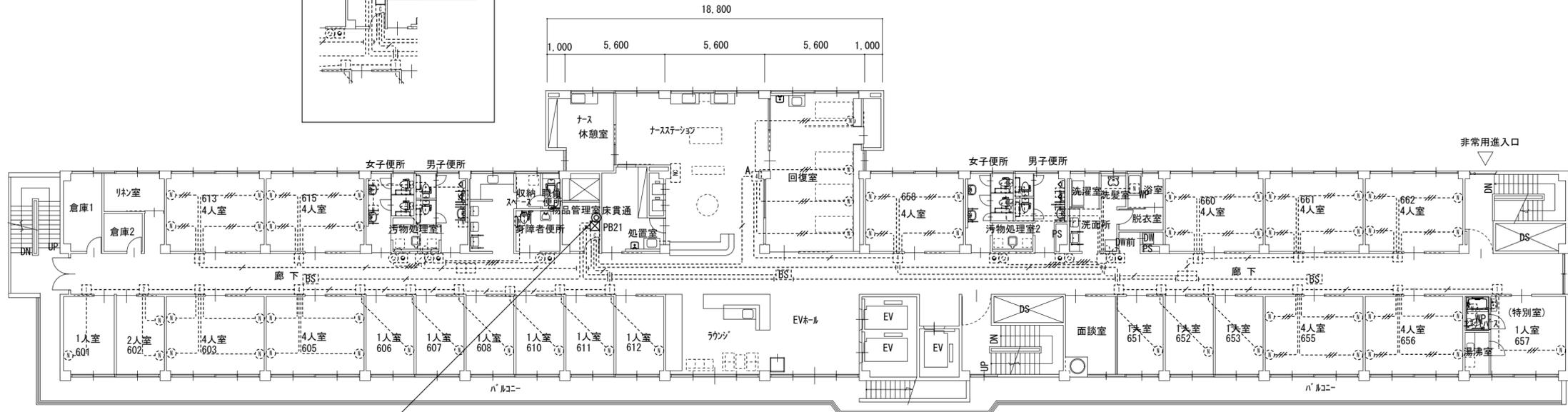
特記	工事名	伊賀市立上野総合市民病院西館3階病棟ナースコール設備改修工事			承認	管理建築士	印
	図名	ナースコール設備 5階平面図	縮尺	1/200 (A2) 1/282 (A3)			
	図面提出日						



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18



PH階平面図 1/200 (A2)
1/282 (A3)



225 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 5,600 225

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

6階平面図 1/200 (A2)
1/282 (A3)

特記	工事名	伊賀市立上野総合市民病院西館3階病棟ナースコール設備改修工事			承認	管理建築士
	図名	ナースコール設備 6階平面図	縮尺	1/200 (A2) 1/282 (A3)	図面番号	E-08
	図面製出日					